

新潟市土曜日等共同保育実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、土曜日、お盆や年末年始の共同保育の実施について、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」

(令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号)及び「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成31年3月29日事務連絡)に基づき、土曜日等に保育施設が連携して共同保育を行うことにより、保育士等の勤務環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同保育 自園の児童に加え他の保育施設を利用している児童も受け入れて保育を行うこと

(2) 保育施設 第3号から第6号に掲げる施設

(3) 保育所 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第7条第4項に規定する保育所

(4) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園

(5) 小規模保育施設 法第7条第7項に規定する小規模保育を行う施設

(6) 事業所内保育施設 法第7条第9項に規定する事業所内保育を行う施設

(7) 保育認定こども 法第19条第2号又は第3号の要件を満たし、同法第20条第1項の規定により本市の認定を受けた児童

(8) 実施施設 施設が所在する市町村及び共同保育により児童を受け入れる施設

(9) 依頼施設 共同保育により児童の受入れを依頼する施設

(10) 基準条例 以下の条例

- ① 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 7 号）
- ② 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 58 号）
- ③ 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成 30 年条例第 5 号）
- ④ 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 62 号）
- ⑤ 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 56 号）

（対象施設）

第 3 条 本要綱における共同保育の対象施設は、新潟市内に所在し新潟市以外が設置する保育施設とする。

（対象児童）

第 4 条 共同保育を実施することができる児童は、保育認定こどもとする。

（実施要件）

第 5 条 共同保育は、以下各号のすべてを満たした実施施設において実施する。なお、児童にとっては、通常保育とは異なる環境での保育となることから、利用児童や保育士等へ与える影響を十分考慮したうえで、適切な保育が提供できるよう、十分留意すること。

（1）実施時期 土曜日、お盆、年末年始等で利用児童が少ないときに実施すること。

（2）実施場所 実施施設は、保護者の負担とならない場所にあるなど保護者の利便性を考慮しつつ、保育ニーズに適切に対応できる施設とすること。

（3）設備・運営基準 共同保育する利用児童に応じ、実施施設に通常適用される基準条例で定める基準を満たしていること。

（4）職員配置 共同保育する利用児童に応じ、実施施設に通常適用される基準条例で定める保育士の数以上を配置すること。

(5) 保育提供時間 通常保育と同様に、児童が保育を必要とする時間かつ11時間保育を原則とすること。ただし、共同保育する利用児童すべてが11時間保育を必要としない場合は、この限りではない。

(6) 安全対策 児童の特性に関する情報を踏まえ、睡眠中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面などに特段の配慮を行い、その他においても適切な対策を講じること。

(7) 食事 児童の食事に関する情報を踏まえ、体調不良、食物アレルギー、障がいのある児童など、一人一人の心身の状態等に応じ適切に対応すること。

(8) 費用負担 利用者負担について、必要な物品、食事の提供、延長保育料等の取扱い施設間で十分に協議し、合意すること。

(9) 運営規程等 共同保育の実施について、重要事項を記した運営規程等に記載すること。

(10) 保護者周知 実施施設及び依頼施設は、児童の保護者に対し十分な説明を行い、同意を得ること。

(11) その他 上記第1号から第10号までの内容を踏まえ、実施施設及び依頼施設との間で共同保育の実施について十分に協議し、合意したうえで協定書等を締結していること。ただし、実施施設及び依頼施設が同一の設置者である場合については、協定書の締結までは求めない。

(共同保育の開始)

第6条 実施施設及び依頼施設は、共同保育開始届出書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出すること。

(1) 第5条第9号に規定する運営規程等

(2) 第5条第11号に規定する協定書等

(3) その他必要な書類

(共同保育の変更)

第7条 実施施設及び依頼施設は、変更しようとする場合は、共同保育変更届出書（別記様式第2号）を市長に提出すること。

（共同保育の廃止）

第8条 実施施設及び依頼施設は、廃止しようとする場合は、共同保育廃止届出書（別記様式第3号）を市長に提出すること。

（報告、検査及び指示）

第9条 市長は必要があると認めたときは、実施施設及び依頼施設に対して、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者

実施施設 法人名称
施設名称
施設所在地
代表者 職・氏名

依頼施設 法人名称
施設名称
施設所在地
代表者 職・氏名

共同保育開始届出書

下記のとおり、土曜日等の共同保育について開始届出書を提出します。

記

開始予定年月日		年 月 日
第 5 条 実施要件 関係	第 1 号 実施時期及び 概算利用児童数	☐ 土曜日（ 人） ☐ お盆（ 人） ☐ 年末年始（ 人） ☐ その他（ ）（ 人）
	第 2 号から第 8 号 実施場所等	☐ 各号の要件を満たしている
	第 9 号 運営規程等	☐ 運営規程等に記載している
	第 1 0 号 保護者周知	☐ 児童の保護者に対し十分な説明を行い、同意を得ている
	第 1 1 号 その他	☐ 実施施設及び依頼施設で協議し協定書等を締結している （実施施設及び依頼施設が同一設置者の場合は協定書等の締結は不要）
添付書類	・ 第 5 条第 9 号に規定する運営規程等 ・ 第 5 条第 1 1 号に規定する協定書 ・ その他必要な書類	

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者

実施施設 法人名称
施設名称
施設所在地
代表者 職・氏名

依頼施設 法人名称
施設名称
施設所在地
代表者 職・氏名

共同保育変更届出書

土曜日等の共同保育の実施について、下記のとおり変更します。

記

1 変更内容	変更前	
	変更後	
2 変更理由		
3 変更予定年月日	年 月 日	
4 その他	運営規程等の変更の有無	
	利用者の同意の有無	
	協定書等の変更の有無	

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者

実施施設 法人名称
施設名称
施設所在地
代表者 職・氏名

依頼施設 法人名称
施設名称
施設所在地
代表者 職・氏名

共同保育廃止届出書

土曜日等の共同保育の実施について、下記のとおり廃止します。

記

1 廃止年月日
年 月 日

2 廃止理由